

予算・決算審査の見直し整理表

(1) 予算委員会と決算委員会

検討の方向	委員会の設置	
決算審査の結果を次年度予算(予算審査)に反映	①予算委員会と決算委員会を統合し、通年設置	・予算決算委員会の設置
	②決算審査の結果を予算委員会が引継ぐ	・予算委員会と決算委員会を個々に設置

(2) 委員会の構成及び審査方法

検討の方向		課題(問題点)
委員会構成	部局別審査	
一部の議員 (10~12人)	委員による審査	○集中的かつ効率的な審査 ×全議員が予算審査に関われない ×常任委員会の形骸化
	分科会(2つ程度)の設置	
	常任委員会への調査委託	×予算委員会の形骸化
議長を除く全議員 (43人)	委員による審査	○全議員が予算審査に関わる ×集中的かつ効率的な審査ができない
	常任委員による分科会の設置	○集中的かつ効率的な審査 ×他の分科会での予算審査に関われない ×常任委員会の形骸化

(3) 委員会運営

検討の方向	課題(問題点)
委員の代理出席	① 委員会制度の趣旨(委員が専門的立場から集中的に調査又は審査する)との整合性 ② 県民、理事者から議員の所属委員会が不明確となる。 ③ 委員会の統一性、一体性が確保できなくなる。 ④ 議論の継続性が損なわれる。
質問時間制の導入(総括審査)	・質問時間の割当(1人あたり、所属会派への割当など)
委員会の開催日程の延長	・委員会審査に必要な日数の見直し